

# 都心部のリバーフロントエリアにおける 水辺の活用実現可能性検討業務委託 提案競技実施要項

令和 5 年 2 月

福岡市経済観光文化局地域観光推進課

【資料】

- 資料 1 提案競技実施要項
- 資料 2 企画提案書作成要領
- 資料 3 評価項目配点表

【様式】

- 様式 1 提案競技質問書
- 様式 2 提案競技参加申込書
- 様式 2 - 1 委任状
- 様式 2 - 2 誓約書
- 様式 2 - 3 役員名簿
- 様式 2 - 4 共同事業体構成団体一覧ひな形
- 様式 2 - 5 共同事業体協定書ひな形
- 様式 3 同類又は類似業務の実績表
- 様式 4 提案競技参加辞退届

本提案競技実施要項は、「都心部のリバーフロントエリアにおける水辺の活用可能性検討業務委託」（以下「本業務」という。）の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様（以下、1～7）及び募集内容（8～18）について定めるものである。受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、本市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

## 1 件名

都心部のリバーフロントエリアにおける水辺の活用可能性検討業務委託

## 2 業務の目的

本市では、都心部の回遊性向上を図るため、那珂川沿いの須崎公園から清流公園までのエリアにおいて、川に向かって開かれたまちに誘導していく、水辺を活かしたまちづくりの取組み「リバーフロントNEXT」を推進している。本年、「世界水泳選手権2023 福岡大会」及び「世界マスターズ水泳選手権2023 九州大会」の開催を契機に多くの観光客が来福することも想定されており、今後更なるリバーフロントエリアの賑わい創出を図っていくこととしている。

都心部のリバーフロントエリアである那珂川・博多川においては、現在水上バスが運航し、観光資源のひとつとなっており、官民が連携し意見交換を行いながら、まちづくり方策への検討を行うこととしている。本業務は、更なるリバーフロントNEXTの推進及び都心部における観光客等のエリア滞在時間の増加等の観点からモデル例の実証を踏まえ、水辺の更なる利活用に向けた可能性を検討するものである。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 4 提案限度額

上限額 10,780,000円（消費税及び地方消費税額含む）

※ただし、令和5年度予算の成立を前提とする。

## 5 事業概要

### (1) 内容

- ① 水辺の活用モデルの検討
- ② モデル例の試行実施
- ③ 試行実施結果の取りまとめ

### (2) 対象エリア

那珂川及び博多川（図1参照。）

なお、那珂川においては、リバーフロントNEXTのエリア(灘の川橋～那の津大橋)とする。

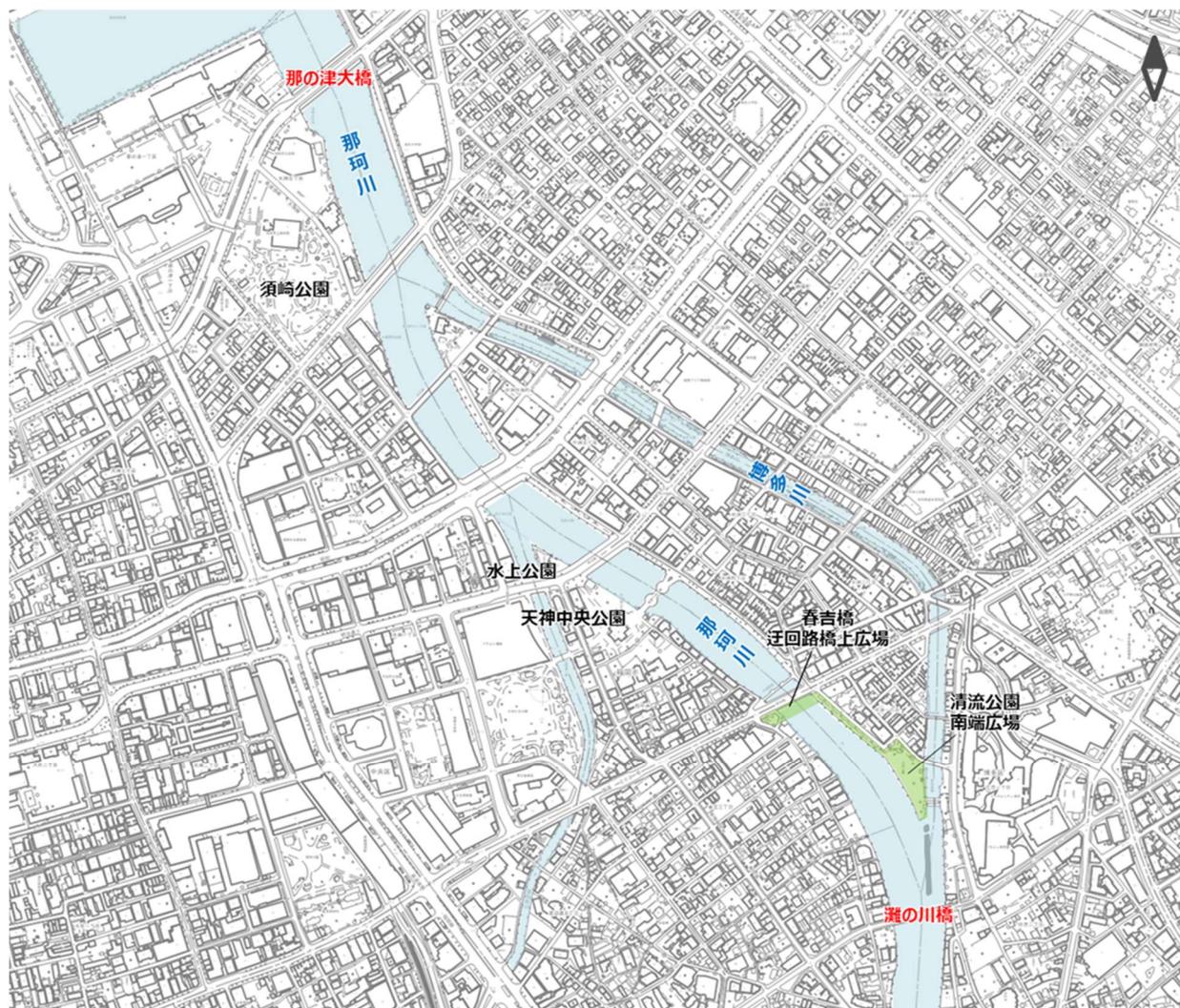
### (3) 試行実施時期

令和5年5月～令和6年1月のうち事業者が提案する期間を踏まえ、本市との協議により決定する。

・このうち、多くの観光客が来福することが想定される、博多どんたく（5月）、博多祇園山笠（7月）、世界水泳選手権2023 福岡大会及び世界マスターズ水泳選手権2023 九州大会（7～8月）の開催期間においては、必ずモデル例の試行実施を行うこと。

・実施期間は、人出や季節、イベント開催状況等を踏まえ、今後の実現可能性の検討を行う観点から適切な期間を設定し、提案すること。

図1



## 6 業務内容

### (1) 水辺の活用モデルの検討

実現可能性の検討にあたり、水辺の活用モデルについて以下の視点から検討を行い、モデルケースについて取りまとめを行う。

#### ① 基礎的調査

那珂川、博多川における現地踏査や河川計画図、河川構造物等の現状について取りまとめを行い、モデル実施にあたり活用可能な場所や課題等について抽出を行う。

#### ② 事業者ヒアリング

水辺での事業展開などに関心を持つ事業者や団体等へのヒアリングによるニーズ・課題の把握を行う。

#### ③ モデル例の提案

上記①及び②を踏まえ、本事業で実施する賑わい創出に向けたモデル例を策定する。

### (2) モデル例の試行実施

上記(1)の賑わい創出に向けたモデル例の検討に資する試行実施を行う。

なお、事業実施にあたり、那珂川においては都市・地域再生等利用区域の指定を予定しており、運営費相当額を利用者より利用料金等として徴収することが可能である。また博多川においては、利用料金を徴収することはできない。

### (3) 試行実施結果等の取りまとめ

上記(1)及び(2)を踏まえた成果や分析、利用者アンケート調査、ヒアリング等の結果について取りまとめるとともに、次年度以降に検討すべき課題や提案等を整理する。

また、現状の河川利用を踏まえて、那珂川においては清流公園南端広場、天神中央公園、水上公園及び須崎公園、博多川においては任意の場所における、場所ごとの特性に応じた河川利用、運営イメージについて整理する。

## 7 企画提案内容

### (1) 水辺の活用モデルの検討

- 現状の河川利用を踏まえ、応募時点において候補となりうるヒアリング先やモデル例について具体的に提案すること。

### (2) モデル例の試行実施

#### ① 企画

- 応募時点において想定している具体的なモデル例の内容について、イメージを含め提案すること。
- 実施にあたり想定している時期、ターゲット、規模、場所等について提案すること。  
※既存の船着場等を利用する場合は、利用者間の調整、占用許可等各種申請が必要となる場合があるため、実際の実施内容等については、市や各管理者等との協議を踏まえ決定する。

#### ② スケジュール・運営体制

- 本業務を実施するにあたってのスケジュールについて提案すること。なお試行実施を進めるにあたってのクリティカルポイント等あれば具体的に記載すること。
- 本業務全体を円滑に運営するための実施体制（スタッフ数等）について提案すること。
- 想定される運営方法（料金や必要物品等）について具体的に提案すること。

#### ③ 安全対策

- 緊急時等の危機管理対応を含め、安全かつ確実に業務が実施できる体制を構築すること。
- 大雨時等における実施基準や安全対策等試行実施にあたっての管理運営体制について提案すること。

### (3) 試行実施結果等の取りまとめ

- 取りまとめにあたり、想定しているアンケート調査やヒアリング方法等について提案すること。
- 次年度への提案や取りまとめイメージについて提案すること。

### (4) 追加提案

- 上記記載内容のほか、本業務の実施にあたり効果的と考えられる事業者独自の取組みについて、積極的に提案すること。

### (5) 見積書

- 業務内容に応じた見積をできる限り詳細に分け、積算根拠を含めて提案すること。

## 8 留意事項

- (1) 受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、発注者である本市と受託者が協議の上、提案内容に基づき契約用の仕様書を定めることとする。ただし、協議及び関係機関等との調整の結果により、提案内容から変更することがある。
- (2) 本要項に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に本市と受託者が協議の上決定する。
- (3) 受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。  
なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

- (4) 著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。
- ① 本業務を通じて制作した、成果物（クリエイティブ・写真・記事等）については、本市の観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。
  - ② 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下「既存著作物」という）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
  - ③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
- (5) 本業務終了後、次年度以降も別途検討が必要であると市が判断する場合には、業務遂行状況等を踏まえ、受託者を再度契約の相手方とすることがある。（但し、予算の成立等を前提とする。）

## 9 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

なお、複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。  
※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス  
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。  
※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 10 提案競技スケジュール

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 募集開始          | 令和5年2月22日（水）  |
| (2) 質問書提出締切       | 2月27日（月）17時まで |
| (3) 質問回答          | 3月1日（水）       |
| (4) 提案競技参加申請書提出締切 | 3月3日（金）17時まで  |
| (5) 企画提案書提出締切     | 3月27日（月）17時まで |
| (6) 審査            | 3月29日（水）予定    |
| (7) 事業者決定及び通知     | 3月31日（金）予定    |
| (8) 契約締結          | 4月1日（土）以降     |

## 11 質問書の提出

- (1) 提出締切  
令和5年2月27日（月）17時まで
- (2) 提出先  
「15 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法  
様式1「質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡をすること。
- (4) 質問への回答  
令和5年3月1日（水）に下記福岡市ホームページ上に掲載を予定している。  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

## 12 参加申請書の提出

- (1) 提出締切  
令和5年3月3日（金）17時まで（郵送の場合は必着）
- (2) 提出先  
「15 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法  
(4)に記載の書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。
- (4) 提出書類  
以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。  
なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑨の提出を免除する。（②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。）
  - ① 提案競技参加申請書（様式1）  
注）JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、その場合、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。
  - ② 登記事項証明書（法人の場合）  
注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。
  - ③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）  
注）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。  
注）法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。  
注）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。
  - ④ 市町村税を滞納していないことの証明書  
注）本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。  
注）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がな

いことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第2-1号)

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-1号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式第2-2号)

注) 様式第2-2号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式第2-3号)

注) 様式第2-3号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

### 13 提案競技企画提案書の提出

(1) 提出締切

令和5年3月27日(月)17時まで(郵送の場合は必着)

(2) 提出先

「15 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

企画提案書の原本及びデータを下記に従って提出すること。

① 原本

郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

② データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)\_(提案事業者名)\_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(4) 企画提案書の作成

企画提案書作成要領(資料2)に従って作成すること。

(5) 提出部数

① 原本

正本1部、副本10部

② データ

正本、副本各1ファイル

### 14 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

TEL: 092-711-4984 (直通)

## 15 応募者ヒアリング

原則、書面審査とするが、必要に応じて提案者に対して提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、後日、提案者（JVの場合は代表企業）に対して通知する。

## 16 審査

### (1) 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価項目配点表（資料3）に基づき、企画提案書の内容を審査し、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※ 評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

### (2) 結果通知

令和5年3月31日（金）以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、あわせて本市ホームページにおいても公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

## 17 採点方法及び契約相手方の決定方法

### (1) 採点方法

評価項目配点表（資料3）の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

### (2) 配点

各項目の配点および価格点の算出方法は、評価項目配点表（資料3）のとおり。

### (3) 最低基準

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

### (4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

### (5) 契約相手方決定後の手続き

選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

## 18 その他

(1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。

(4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。

(5) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。

(6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

- (7) 提案書提出後から最優秀提案者選定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。